



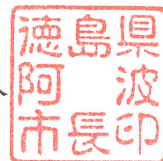
様式第7号（第6条関係）

阿環第351号
令和7年11月17日

一般廃棄物処理（処分）変更許可証

阿波市阿波町北正広183番地
有限会社 大塚クリーンリネス
代表取締役 大塚 剛 様

阿波市長 町田 寿 人



令和7年10月31日付けで変更申請のあった一般廃棄物処理業（処分）変更については、次のとおり変更許可します。

許可番号	第1号-1
営業所の所在地 及び名称	阿波市阿波町北正広183番地 有限会社 大塚クリーンリネス 代表取締役 大塚 剛
取扱廃棄物の種類	木くず（家財具・木質パレット含む）、剪定木、刈草、流木、竹、竹根株、木根株、紙くず、繊維くず、古畳、廃プラスチック類（木くず等に付着した物）、以上のうち阿波市において処理が困難なもの。
許可期限	令和7年8月1日から令和9年7月31日まで
許可施設	焼却施設 1基、破碎施設 2基、加熱圧縮施設 1基
作業区域	阿波市内
許可条件	特定外来植物、特定外来生物の被害の拡大を防ぐため、直ちに対策を行うこと。誓約書を遵守すること。 阿波市において処理が困難なものは、必ず市と協議をおこなうこと。